

みんなのくるまレンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社テラダパーツ（以下当社という）は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人（運転者を含む。以下同じ）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令および一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 貸渡契約

第2条 (予約)

1. 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ料金プラン、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。
2. 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。
3. 第1項の借受条件を変更する場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第3条 (貸渡契約の締結)

1. 当社は、貸渡しできるレンタカーがない場合または借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。なお、当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証以外の身元を証明する書類の提示を求め、運転免許証および提示された書類の写しをとることがあります。
2. 貸渡契約の申込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行なうものとします。
3. 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

第4条 (貸渡契約の成立等)

1. 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。
2. 当社は、事故、盗難その他、当社の責によらない事由により予約された車種のレン

タカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」という）を貸し渡すことができるものとします。

3. 前項により貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金とし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。
4. 借受人は、第2項による代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
5. 当社は、事故、盗難、その他当社の責によらない事由により予約された車種のレンタカーおよび代替レンタカーを貸し渡すことができない場合において、借受人に一切の補償の責任を負わないものとします。

第5条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知および催告をすることなく貸渡契約を解除し、ただちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。
 - (1) この約款に違反したとき。
 - (2) 借受人の責に帰す事由により交通事故を起こしたとき。
 - (3) 第9条各号に該当することとなったとき。
2. 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第22条3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

第6条（不可抗力事由による貸渡契約の中途終了）

1. レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。
3. 借受人は、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当方に請求できないものとします。

第7条（中途解約）

1. 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。
2. 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故または故障のため貸渡期間中に返

還したときは、貸渡契約を解約したものとします。

3. 前項によりレンタカーを返還したときは、当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

第8条（借受条件の変更）

1. 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承認しないことがあります。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

1. 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - (1) 貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
 - (2) 酒気を帯びているとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状と推測する状況等を呈しているとき。
 - (4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡し時の運転者が異なるとき。
 - (5) 過去の貸渡について、貸渡料金の支払いの滞納をしているとき。
 - (6) 過去の貸渡において、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
 - (7) 借受人が6歳未満の幼児をチャイルドシートを使用せず同乗させるとき。
 - (8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、それらに準ずる者と当社がみなしたとき。
 - (9) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む）において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

第3章 貸渡自動車

第10条（開始日時等）

1. 当社は、第3条第2項で明示された開始日時および借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

第11条（貸渡方法等）

1. 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備ならびに別に定める点検表に基づく車体外観および付属品の検査を行ない、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで該当レンタカーを貸し渡すものと

します。

2. 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。
3. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局陸運支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。
4. チャイルドシートは借受人がその責任において適正に装着し、一切の責任は借受人が負うものとします。

第4章 貸渡料金

第12条（貸渡料金）

1. 当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局陸運支局長に届け出て実施している書式の料金表によるものとします。
2. 当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金および貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とし、レンタカー返還時に、受領した料金以外に、第21条に示す事故による免責金額等、第22条第2項の休車補償（ノンオペレーションチャージ）等、追加料金が発生した場合は返還時に精算をしなければならないものとする。

第13条（貸渡料金改定に伴う処置）

1. 前条の貸渡料金を第2条による予約した後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

第5章 責任

第14条（定期点検整備）

1. 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

第15条（日常点検整備）

1. 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条（借受人の管理責任）

1. 借受人は、善良なる管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 前項の管理責任は、レンタカーの引渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。借受人または運転者は、使用中にレンタカーに関し道路

交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人または運転者は自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、および違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。

3. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人または運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処置するよう指示するものとし、借受人または運転者はこれに従うものとします。なお、当社はレンタカーが警察より移動された場合には当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
4. 当社は前項の指示を行なった後、当社の判断により違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収書により確認するものとし、処理されていない場合には処理されるまで借受人または運転者に対して前項の指示を行なうものとします。また、当社は、借受人または運転者に対し放置駐車違反をした事実および警察署等に出頭し違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文章（以下「自認書」という）に自ら署名するよう求め、借受人または運転者はこれに従うものとします。
5. 当社は当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書および貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人または運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行なうほか、公安委員会に対して道路交通法第15条の4第6項に定める弁明書および自認書ならびに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人または運転者はこれに同意するものとします。
6. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置反則金を納付した場合または借受人もしくは運転者の捜索およびレンタカーの引き取りに要した費用等を負担した場合には、借受人または運転者は当社に対して放置違反金相当額および当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、借受人または運転者は当社に対して当社の指定する期日までにこれらの金額を支払うものとします。なお、借受人または運転者が放置違反相当額を当社に支払った場合において、罰金または反則金納付したことにより当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は受け取った放置違反金相当額を借受人または運転者に返還します。

第17条（禁止行為）

1. 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。

- (2) レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供するなど当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (3) レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、またはレンタカーを改造もしくは改装する等、その原状を変更すること。
- (4) 当社の承認を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用し、または他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
- (5) 法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6) 当社の承認を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
- (7) 借受人および貸渡契約締結時に定めた運転者以外の者がレンタカーを運転すること。
- (8) 当社の車両にて喫煙すること、ペットを同乗させること（ケージ持込み・搬送も含む）。

第18条（自動車貸渡証の携帯義務等）

1. 借受人は、レンタカーを借受け期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。
2. 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第19条（賠償責任）

1. 借受人は、レンタカーを使用して第三者または当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 借受人は、その責に帰する事由による事故によりレンタカーまたはその付属品に損傷を与えた場合には、当社に対してレンタカーまたはその付属品の修理期間中の営業補償として、第22条第2項に定める休車補償（ノンオペレーションチャージ）を支払うものとします。
3. 当社が、第17条1項8号に規定した禁止事項による異臭を判断した場合、借受人は異臭除去のためのクリーニング費用として33,000円を支払うものとします。

第6章 自動車事故の処置等

第20条（事故処置）

1. 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず、人命救助ならびに警察への届け出など法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1) ただちに事故の状況等を当社に報告すること。

- (2) 当該事故に関し、当社および当社が契約している保険会社が必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、あらかじめ当社の承認を受けることなく第三者と示談または協定をすることはできません。
 - (4) レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社の指定する工場で行なうこと。
2. 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
 3. 当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行なうとともに、その解決に協力するものとします。

第21条（補償）

1. 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約および当社の定める補償制度により、借受人が負担した第19条の損害賠償責任を次の限度内において、填補するものとします。
 - (1) 対人補償 1名につき無制限（免責額20万円）
 - (2) 対物補償 1事故につき無制限（免責額20万円）
 - (3) 人身傷害 1名につき搭乗中のみ限度額3,000万円
2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。
3. 当社が第1項の補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は、ただちに超過額を当社に弁済するものとします。
4. 警察および当社に届出のない事故、損害保険約款の免責条項に該当する事故、貸渡後に第9条1号から8号もしくは第17条1号から6号の1に該当して発生した事故、および借受期間を当社の承諾を受けることなく延長してその延長後に発生した事故による損害については、損害保険ならびにこの補償制度は適用されません。
5. 飲酒、薬物運転・又貸し、代金未払いでの利用中・煽り運転・25 km/h以上の速度超過等の場合は、保険適用外になり全額お客様のご負担になります。安心パックおよび安心パックプラスの適応も不可となります。

第22条（故障等の処置等）

1. 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常または故障を発見したときは、ただちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
2. 借受人は、レンタカーの異常または故障が借受人の故意または過失による場合には、レンタカーの引取および修理に要する費用を負担するものとします。また、車両の修理が必要となった場合、損害の程度により休車補償（ノンオペレーションチャージ）の一部として次の料金をご負担いただきます。
 - (1) 自走して当社または当初の返還予定地に返還した場合は30,000円（税込み）

- (2) 自走できず当社または当初の返還予定地に返還できなかった場合は 100,000 円
(税込み)

第23条 (不可抗力による免責)

1. 当社は、借受人による善良なる管理者の注意義務のもとで、天災その他の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、ただちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
2. 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡しまたは代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合、ただちに借受人に連絡するものとします。

第7章 取消し、払戻し等

第24条 (予約の取消し等)

1. 借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合または貸渡契約を締結しなかった場合で、貸出前日までに取り消しなかった場合は貸出当日の貸渡料金に限り50%をお支払いいただくものとします。
2. 当社は第2条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合または貸渡契約を締結しなかった場合には前払金を返金します。
3. 当社および借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前2項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第25条 (中途解約手数料)

1. 借受人は第7条1項の中途解約をした場合は解約までの期間に対応する貸渡料金の返金を請求しないものとする。

第26条 (貸渡料金の払戻し)

1. 当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡金の全額または一部を払い戻すものとします。
 - (1) 第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡金額の全額
 - (2) 第6条第1項により貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
 - (3) 第7条第1項により、借受人が中途解約したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

2. 前項の払戻しに当たっては、当社が受領すべきものがある時は、これを相殺することができるものとします。

第8章 返還

第27条（レンタカーの確認等）

1. 借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。
2. 当社は、レンタカーの返還に当たって、借受人の立ち会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。
3. 借受人は、レンタカーの返還に当たって、レンタカー内に借受人または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は返還後の遺留品について責を負わないものとします。
4. やむを得ず当社が立ち会えない返還を選択された場合、借受人の責任による傷などのないことを記録する写真を借受人の責任で撮影し、当社にメール送信などの方法により提示する義務を負うことをご承知ください。

第28条（レンタカーの返還時期等）

1. 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。
2. 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金または変更前の貸渡料金に超過料金を加算した料金を延長の実施前に支払うものとします。
3. 借受人は第8条1項に係らず当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還した時は、別に定める延滞料金を支払うものとします。

第29条（レンタカーの返還場所等）

1. レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとします。ただし、第8条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。
2. 借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
3. 借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、当該返還場所から当初の返還場所までの回送費の実費を支払うものとします。

第30条（レンタカーが乗り逃げされた場合の処置）

1. 当社は、借受人が貸渡期間満了のときから24時間を経過しても前条第1項の返還

場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、または借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行なうなど法的手続きのほか（一社）全国レンタカー協会への乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。

2. 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。
3. 第1項に該当した場合、借受人の同意の有無、立ち合いの有無にかかわらず、当社は、レンタカーを車内の搭載物を含めて、当社の管轄する管理地へ強制移動することがあります。
4. 第1項に該当した場合、借受人は、第19条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収および借受人の捜索に要した費用を負担するものとします。

第31条（信用情報の登録と利用の合意）

1. 借受人は、前項に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が（一社）全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が（一社）全国レンタカー協会および加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。

第9章 雑則

第32条（遅延損害金）

1. 借受人は、この約款の基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第33条（個人情報の取り扱い）

1. 借受人は、下記各号の目的に利用するために借受人の個人情報を取得することに同意します。
 - (1) 仮受人の本人確認および審査ため。
 - (2) 当社が行なうレンタカーおよびリースサービス、車両に関連したサービスの提供をするため。
 - (3) 商品開発あるいは顧客満足度向上のため、郵便、電話、メール等の方法により、商品情報のご案内やアンケート調査を実施するため。
 - (4) 前記各号に定めない目的で借受人の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を借受人に明示して行ないます。

第34条（契約の細則）

1. 当社は、この約款を「みんなのくるま」のウェブページに掲載し、お客様がいつでも最新のコンテンツを閲覧できるように努めます。
2. 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができますものとします。
3. 当社は、細則を定めたときは、必要に応じて当社のウェブページまたはパンフレット等にこれを記載するものとします。またこれを更新した場合も同様とします。

第35条（管轄裁判所）

1. この約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、当社の本社所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

この約款は、2025年12月1日から改定施行いたします。